平成30年労第330号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A(以下「会社」という。)に雇用され、B所在の会社C支店(以下「支店」という。)に所属し、D部に常駐してシステムエンジニアの業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、自分の机でうつむいて業務遂行不能となったとして、 E医療機関に受診し「うつ病」と診断された。また、同年○月○日、F医療機関 に受診し「うつ病エピソード」と診断され、その後、複数の医療機関に受診して いたが、○年○月○日、G医療機関に受診し「双極性障害Ⅱ型」と診断された。 請求人によると、精神障害の発病は、D部において会社から個人請負により業 務を行っていた同僚であるH及び上司である I 支店長から度々嫌がらせを受けた ことが原因であるという。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものである として療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分 (以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の 取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求について の決定がなかったことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官 の決定を経ないで、本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害の発病時期と病名について、専門部会は、○年○月○日付け意見書において、請求人は、○年○月上旬頃に、本件疾病を発病したとの意見を述べている。専門部会は、J医師及びK医師が請求人の症状や請求人に対する治療の内容を詳細かつ具体的に記載した意見書等の内容を十分検討して上記の意見を述べており、専門部会の同意見は、妥当であると認められるから、当審査会は、請求人が○年○月上旬頃に本件疾病を発病したと判断する。
- (2)精神障害の業務起因性の判断基準は、別紙2(略)に記載の認定基準のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、前記第3の1(略)のとおり主張するが、前記第6の1(略)に認定した事実により確認することができるのは、①Hが、なかなか業務に習熟せず、勤務態度にも問題のあった請求人を別室に呼んで請求人から事情を聴いたこと、②Iが請求人に対し、請求人は新人であり業務のやり方を理解していないので、請求人のやり方ばかりを言わず、前任者のLのまねをして業務に支障を来さないようにしなさい、と指示したことの2つの出来事である。

上記①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめても、これらの出来事は、業務をめぐる方針において、同僚との考え方の相違が生じた程度のもので

あるから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

また、上記②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に当てはめても、同出来事は、上司から業務指導の範囲内である指導を受けた程度のものであるから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

- (4) 労働時間についてみても、請求人が長時間労働を強いられたことを裏付ける 客観的かつ具体的な資料を見いだすことはできない。
- (5) このほか関係者からの聴取書等の審査資料を精査しても、請求人の主張を裏付けるものは見いだすことができない。
- (6)以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「弱」となる出来事のみであり、その心理的負荷の全体評価は「弱」であって、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。